

主眼事項及び着眼点

別紙1

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
第1 基本指針	指定自立支援医療機関は、支給決定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	法第61条 省令第60条
第2 療養担当規程の遵守状況	(1)受診者の診療を正当な理由がなく拒んでいないか。 (2)医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。 (3)受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。 (4)診療録、調剤録、訪問看護に関する諸記録に、必要な事項を記載しているか。 (5)診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。 (6)受診者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町等に通知しているか。 ① 受診者が正当な理由なく、診療に関する指示に従わないとき。 ② 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。	療担規程第2条 療担規程第3条 療担規程第4条 療担規程第5条 療担規程第6条 療担規程第7条
第3 人員体制、設備の整備状況 1 病院又は診療所	(1)患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。また、診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されているか。 (2)指定自立支援医療を主として担当する医師が、次の要件を満たしている保険医療機関であるか。 ① 当該指定自立支援医療に勤務(非常勤を含む。)している医師であること。 ② 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。	指定要領第2の2 指定要領第2の3
2 薬局	(1)患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。 (2)複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有しているか。	指定要領第2の2 指定要領第2の4
3 指定訪問看護事業等	(1)患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。 (2)適切な訪問看護等が行える事業所であるか。また、そのために、必要な職員を配置しているか。	指定要領第2の2 指定要領第2の5
第4 指定変更等手続き	(1)医療機関の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第61条で定める事項に変更があったときの変更の届出は適正に行われているか。 (2)指定の更新の手続きが適正に行われているか。 (3)業務の廃止、休止、再開に係る手続きが適正に行われているか。	法第64条 省令第57条、第61条、第62条 法第60条 省令第63条
第5 その他	(1)自立支援医療費の請求は適正に行われているか。 精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療となっているか。 (2)負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。	法第58条 実施要綱第2の2 認定通則第7の3 認定通則第11

(注) 根拠法令等は次のとおり。

法: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

省令: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(障害者総合支援法施行規則)

療担規程: 指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成18年2月28日厚生労働省告示第66号)

認定通則: 自立支援医療費支給認定通則実施要綱

(平成18年3月3日付障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」の別紙1)

実施要綱: 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱

(平成18年3月3日付障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」の別紙4)

指定要領: 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定要領

(平成18年3月3日付障精発第0303005号「指定自立支援医療機関の指定について」の別紙2)